

Co. マチ黒瀬施設維持管理会規約

(目的)

第1条 本会は、区域内施設の適切な維持管理を促し、良好な住環境の実現を目的とする。

(区域)

第2条 本会の対象区域は、図の赤線で囲まれた範囲とする。

(会員)

第3条 区域内の宅地の所有権を取得した者は、会員となる。

2 会員は、会費として一区画当たり年額 15,000 円を納入しなければならない。

(役員)

第4条 本会には役員として会長 1 名と会計 1 名を置く。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、Co. マチ黒瀬みどりの協定代表者、あかりのいえなみ協定代表者、防犯カメラの管理責任者を兼務する。
- 3 会計は、会費の集金と、維持管理に要した費用の支払いを行う。
- 4 役員の任期は 1 年とする。
- 5 役員は輪番制で選任され、原則、会計の後に会長となる。
- 6 会費を預ける通帳は会計が、通帳印は会長が保管する。

(維持管理の内容)

第5条 本会で行う維持管理の主な内容は、次の各号とする。

- (1) 植樹帯・公園・法面植栽の除草、剪定、芝刈り、害虫駆除、雪囲い
- (2) 電気料金の支払い（消雪井戸ポンプ、植樹帯内の外灯）
- (3) 水道料金の支払い（ゴミ置場内の水栓）
- (4) 火災保険料の支払い（消雪制御盤の落雷対策）
- (5) 固定資産税の支払い（植樹帯、ゴミ置場、消雪ピット）
- (6) 河川占有料の支払い（法面植栽）
- (7) 照明器具の管理（植樹帯の外灯、歩道の足元灯）
- (8) 設備品の管理（防犯カメラ、ゴミ集積庫、消雪井戸ポンプ）
- (9) 構造物の管理（植樹帯や歩道のレンガ、ベンチ、インターロッキング）

(設立)

第 6 条 本会は、区域内におおむね 25 世帯が居住した時点で設立する。

- 2 本会を設立するまでの間は、規約設定者が維持管理を代行する。
- 3 規約設定者は、本会設立前に会員に対して、説明会を開催する。
- 4 説明会をもって、会員への会務引継ぎを完了とする。

平成 30 年 3 月 2 日

規約設定者

富山市二口町四丁目 7 番地の 14

株式会社 OSCAR J.J

